

# 參 考 資 料

## 目標となる指標一覧

## 1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

	指 標 名	現 状	2 4 年 度 目 標
1	エコファーマー認定者数	2,192人(20年度)	2,550人
2	基礎GAP産地数	13産地(20年度)	48産地
3	出荷前農産物の残留農薬自主検査	1,282件(20年度)	1,500件
4	特定家畜伝染病発生件数	0件(20年度)	0件
5	高病原性鳥インフルエンザ <sup>*</sup> モニタリング <sup>*</sup> 実施率	100%(20年度)	100%
6	飼養衛生管理基準指導実施率	100%(20年度)	100%
7	動物用医薬品適正使用指導実施率	100%(20年度)	100%
8	貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%(20年度)	100%
9	食中毒発生件数	22.2件 (過去5年間平均)	減らす
10	食品営業施設の監視指導実施率	114.7%(20年度)	100%以上
11	ふぐ処理師免許交付数(累計)	6,794件(20年度)	増やす
12	HACCP監視員数	24人(20年度)	増やす
13	人口10万人当たりの食品の検査件数	279件(20年度)	294件
14	輸入食品の検査件数	172件(20年度)	増やす
15	輸入食品の安全性に関する県民の不安 (県政世論調査)	90.9%(21年度)	減らす
16	食品衛生指導員研修会の受講者数	461人(20年度)	維持する
17	HACCPに関する講習会の開催回数	9回(20年度)	10回以上
18	山口県高度衛生管理工程認定数	-	5工程以上

## 2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と正確な情報の提供～

	指 標 名	現 状	2 4 年 度 目 標
1	食品表示合同パトロールの実施店舗数	252店舗（20年度）	250店舗/年
2	食の安心モニターの委嘱者数（累計）	50人（21年度）	200人
3	経営者を対象とした講習会の開催回数(累計)	-	50回
4	食品表示責任者養成講習会受講者数（累計）	649人（21年度）	2,000人
5	表示適正事業所認定事業所数（累計）	-	20事業所以上
6	食の安心総合情報ホームページ閲覧回数	854回 / 月(20年度)	1,000回以上 / 月
7	食の安心・安全お届け講座受講者数	3,242人（20年度）	3,000人以上
8	食の安心・安全体験教室受講者数	338人（21年度）	500人
9	食品衛生教育の開催回数	296回（20年度）	現状を維持する

## 策定の経緯

年 月 日	実 施 内 容 等
平成21年 7月28日	第1回 山口県食の安心・安全審議会 計画の基本的な考え方について
11月13日	第2回 山口県食の安心・安全審議会 「食の安心・安全推進基本計画（仮称）」骨子案について
12月24日 ～1月25日	計画骨子案に対するパブリック・コメント
平成22年 2月19日	第3回 山口県食の安心・安全審議会 「食の安心・安全推進基本計画」最終案について

### 骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果概要

#### 1 県民意見募集の実施

##### (1) 募集期間

平成21年12月24日（木）～平成22年1月25日（月）

##### (2) 閲覧方法

県庁ホームページ

文書閲覧（県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター等）

意見提出方法（郵送、FAX、電子メール）

#### 2 提出意見の状況

52件の意見提出があり、その内容は次のとおりでした。

事 項	件 数
計画の全体的な内容に関すること	9
数値目標に関すること	2
「食の安全」に関すること	8
「食の安心」に関すること	9
「参画と協働」等に関すること	17
その他	7

いただいた意見等を踏まえ、レイアウトの改善、イメージ図の挿入、用語解説の掲載など、わかりやすく見やすいものにするとともに、目標となる指標を追加するなど、内容の充実に努めました。

## 山口県食の安心・安全推進条例

平成20年12月24日公布  
平成21年 4月 1日施行  
平成20年山口県条例第43号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 食の安心・安全に関する基本的施策（第8条 第24条）

第3章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置（第25条 第30条）

第4章 山口県食の安心・安全審議会（第31条）

第5章 雑則（第32条）

附則

食は、人の生命と健康の源であり、人が生きていく上で欠くことのできないものである。健全な食生活を維持し、豊かな暮らしを実現するために、食品の安全性の確保は不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼してはじめて、安心して食生活を営むことができる。

本県は、三方が海に開けた豊かな自然に恵まれ、多彩な農林水産物や優れた加工食品の生産地となっている。また、この地では古くから文物が交流し、地域の歴史と伝統に培われた独自の食文化を継承し、育んできた。

一方、科学技術の進歩や国際化の進展に伴い食生活を取り巻く環境が大きく変化している中で、食品の安全性が脅かされ、又は食品に対する信頼が損なわれる事態が相次いで発生している。

こうした事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち山口県民の強い願いであり、県、食品関連事業者及び県民は、食の重要性を十分に認識し、それぞれの責務と役割を果たしながら、互いに協働して、食の安心・安全の推進に地域社会全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、暮らしを安心して豊かなものとし、本県の住み良さを高めるため、将来にわたって食の安心・安全を推進することを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、食の安心・安全の推進について、基本理念を定め、並びに県、食品関連事業者及び県民の責務及び役割を明らかにするとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項並びに県民の健康被害の防止及び食品表示の適正化に必要な事項を定めることにより、食の安心・安全を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全な食品の生産及び供給に寄与することを目的とする。

### (定義)

- 第2条** この条例において「食の安心・安全」とは、食品が十分な安全性を有しており、かつ、食品の信頼性が維持された状態となるようにすることをいう。
- 2 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 4 この条例において「食品表示」とは、食品の品質、規格、保存の方法その他に関する表示をいう。
- 5 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる者であって、県の区域内に事業所又は事務所を有するものをいう。
- 一 食品を生産し、又は輸入することを業とする者
  - 二 食品を販売することを業とする者であって、次に掲げるもの
    - イ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第10項の規定により販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で厚生労働大臣に届け出た製造者の製造所固有の記号の記載をもって製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えた場合の当該販売者
    - ロ イに掲げる者のほか、氏名その他の自己を示す文字、記号その他のものを食品に表示して販売した者
  - 三 第一号に掲げる者により構成される団体

### (基本理念)

- 第3条** 食の安心・安全は、県民の健康の保護及び食品の信頼性の確保が最も重要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。
- 2 食の安心・安全は、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において、それぞれの関係者が食の安心・安全に関して責任を有することを認識し、適切な措置を講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、情報及び意見の交換その他の交流を通じ、それぞれが担う責務又は役割を相互に理解し、互いの協力の下に取り組むことにより、推進されなければならない。
- 4 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、消費者の意識の変化に的確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、推進されなければならない。

### (県の責務)

- 第4条** 県は、前条に規定する食の安心・安全の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全に関する施策を総合的に策定し、及び実施

する責務を有する。

### （市町との連携）

**第5条** 県は、食の安心・安全に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町との密接な連携を図るものとする。

### （食品関連事業者の責務）

**第6条** 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全についての第一義的責任を有していることを認識し、食の安心・安全を推進するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めることができるよう、特に配慮しなければならない。

### （県民の役割）

**第7条** 県民は、自ら進んで食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるよう努め、食品の消費に際しその安全性を損なうことがないよう適切に行動することによって、食の安心・安全の推進に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 県民は、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 食の安心・安全に関する基本的施策

### （基本計画）

**第8条** 知事は、食の安心・安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安心・安全の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 食の安心・安全に関する施策についての基本的な方針
  - 二 食の安心・安全に関する施策の推進に関する目標
  - 三 食の安心・安全に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (農林水産物の安全性の確保及び信頼性の向上)

**第9条** 県は、農林産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、できる限り農薬を使用しない農林産物の生産技術の開発及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、畜産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜の伝染性疾病の検査及び監視並びに防疫体制の整備、畜産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、水産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、生鮮の水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、水産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (衛生管理の高度化)

**第10条** 県は、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、食品の製造、加工又は調理を行う過程における衛生管理に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

**第11条** 県は、前条に定めるもののほか、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (食品表示の適正化)

**第12条** 県は、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、事業所における食品表示に係る管理の体制に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

**第13条** 県は、前条に定めるもののほか、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示に係る制度に関し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (緊急の事態への対処)

**第14条** 県は、食品の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制を整備するものとする。

2 県は、前項の事態への対処について、あらかじめ、その具体的な手順を定めておくよう努めるものとする。

#### (情報の収集等)

**第15条** 県は、食の安心・安全に関する科学的知見に基づく情報その他の情報の収集整



理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報を提供するものとする。

#### （情報及び意見の交換の機会の提供）

第16条 県は、食の安心・安全に関し、食品関連事業者と県民とが相互に理解を深めることができるようにするため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

#### （県民運動）

第17条 県は、地域社会において食の安心・安全を推進する気運の醸成を図るための県民の運動（以下「県民運動」という。）が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町、食品関連事業者及び県民と連携し、県民運動を促進するための体制の整備に努めるものとする。

#### （県民の参画）

第18条 県は、食の安心・安全の推進を担うべき高度な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。

2 県は、前項の人材を積極的に活用するよう努めるものとする。

#### （食を考える日）

第19条 食品関連事業者及び県民は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、食の安心・安全の重要性を認識し、食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 県は、毎年、期間を定めて、食を考える日（前項の規定により食品関連事業者及び県民が定める日をいう。）の趣旨について啓発活動を行うものとする。

#### （食育の推進）

第20条 県は、県民が食の安心・安全を実践するためには、食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することが必要であることにかんがみ、食育の推進を図るものとする。

#### （地産地消の推進）

第21条 県は、地産地消（食品が生産された地域内で当該食品を消費することをいう。以下同じ。）が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する県民の知識及び理解を深め、県民と食品関連事業者との相互理解を促進することにより、食の安心・安全に資するものであることにかんがみ、地産地消を推進するものとする。

#### （環境への配慮）

第22条 県は、食品の安全性の確保に支障が生ずることを防止するため、環境に及ぼす影響が少ない生産方式の開発及びその普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

**（監視等の体制の整備）**

**第23条** 県は、食品供給行程の各段階を通じて食品の安全性を確保するための施策を適正に実施するために必要な監視、指導及び検査の体制の整備に努めるものとする。

**（財政上の措置）**

**第24条** 県は、食の安心・安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**第3章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置**

**（県民からの申出に対する措置）**

**第25条** 県の機関は、県民から食品が原因となって人の健康に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある旨又は食品表示が適正に行われておらず、若しくは行われていないおそれがある旨の申出があったときは、必要に応じ関係機関と連携して、速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

**（出荷の制限）**

**第26条** 農林水産物を生産し、又は採取する者（これらの者により構成される団体を含む。）は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

**（食品の自主的な回収に係る報告等）**

**第27条** 特定事業者は、特定事業者又はその構成員が生産し、輸入し、又は販売した食品が食品衛生法の規定に違反して生産され、輸入され、若しくは販売され、又はそのおそれがあることにより当該食品の回収に着手したとき（次に掲げる場合を除く。）は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法第54条の規定による命令その他法令の規定による処分により回収に着手した場合
  - 二 回収に係る食品が食品衛生法第19条第2項の規定のみに違反して販売され、又はそのおそれがある場合であって、人の健康に係る被害が生ずるおそれが少ないものとして規則で定めるとき。
  - 三 当該食品が県の区域内において流通していないことが明らかである場合
  - 四 当該食品が消費者に販売されていないことが明らかである場合
- 2 自ら生産し、又は輸入した食品を直接消費者に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 知事は、第1項の規定による報告に係る回収の措置の内容が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適当でないとき認めるときは、当該報告をした者に対し、回収の措置の内容の変更その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 4 第1項の規定による報告をした者は、当該報告に係る回収の措置を終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

- 5 知事は、第1項又は前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容に係る情報を公表することができる。

### (食品表示責任者)

- 第28条** 県の区域内に事業所又は事務所を有する食品関連事業者（食品の輸入、製造、加工又は販売を行う者に限る。）は、その営業に係る事業所又は事務所ごとに、食品表示に関する責任者（以下「食品表示責任者」という。）を置くよう努めるものとする。
- 2 前項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、食品表示責任者に次に掲げる業務を行わせるものとする。
    - 一 当該事業所又は事務所において取り扱う食品の食品表示が適正に行われるように、その食品の輸入、製造、加工又は販売に従事する者を監督すること。
    - 二 役員、使用人その他の従業者に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。
    - 三 当該事業所又は事務所における食品表示に関し、食品関連事業者に対して、必要な意見を述べること。
  - 3 第1項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、前項第三号の規定による食品表示責任者の意見を尊重しなければならない。

### (立入検査等)

- 第29条** 知事は、第25条から第27条までの規定の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、当該食品関連事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、食品、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において食品、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (勧告及び公表)

- 第30条** 知事は、第26条に規定する者が同条の規定に違反して同条に規定する農林水産物を出荷した場合又は特定事業者が第27条第1項の規定による報告をしない場合には、これらの者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとり、又は同項の規定による報告をすべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
  - 3 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
  - 4 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第3章第3節の規定の例による。

## 第4章 山口県食の安心・安全審議会

第31条 食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議並びに食の安心・安全に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

(規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 山口県食の安心・安全審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例(平成20年山口県条例第43号)第31条第4項の規定に基づき、山口県食の安心・安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (任期)

第2条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議(以下この条例において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第3項及び第4項の規定は、部会の会議に準用する。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活部生活衛生課において処理する。

### (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 山口県食の安心・安全審議会委員名簿

委員数：13人

任 期：平成21年7月1日～平成23年6月30日

氏 名	団体・所属機関等
有 吉 政 博	生活協同組合コープやまぐち 理事長 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">副会長</span>
岩 本 秀 行	山口県食品産業協議会 会長
宇 多 久 子	公 募
藏 成 智津子	山口県食生活改善推進協議会 会長
米 谷 雅 之	広島経済大学 教授（山口大学 名誉教授） <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">会長</span>
佐 鹿 英 武	（社）山口県食品衛生協会 専務理事
芝 恒 男	水産大学校食品科学科 教授
島 田 和 子	山口県立大学看護栄養学部 教授
内 藤 美恵子	公 募
藤 田 政 士	全国農業協同組合連合会山口県本部 本部長
山 岡 智恵子	山口県消費者団体連絡協議会 事務局長
山 田 歳 彦	山口県漁業協同組合 参事
吉 富 崇 子	山口県地域消費者団体連絡協議会 会長

（50音順）

## 県政世論調査（抜粋）

### 1 調査の目的

県民の生活の実感や県政への関心をはじめ、広報との接触状況、当面する県政の課題や各種施策に対する意識などを把握し、今後の県政の運営と施策立案のための参考資料として活用する。

### 2 調査設計

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| (1) 調査地域 | 山口県全域                 |
| (2) 母集団  | 20歳以上の男女個人            |
| (3) 標本数  | 3,000                 |
| (4) 抽出方法 | 層化二段無作為抽出             |
| (5) 調査方法 | 郵送法（調査期間中に催促状を1回発送）   |
| (6) 調査時期 | 2009年6月5日（金）～6月22日（月） |

### 3 回収結果

有効回収数（率） 1,914（63.8%）  
 規正標本数 4,192（ ）

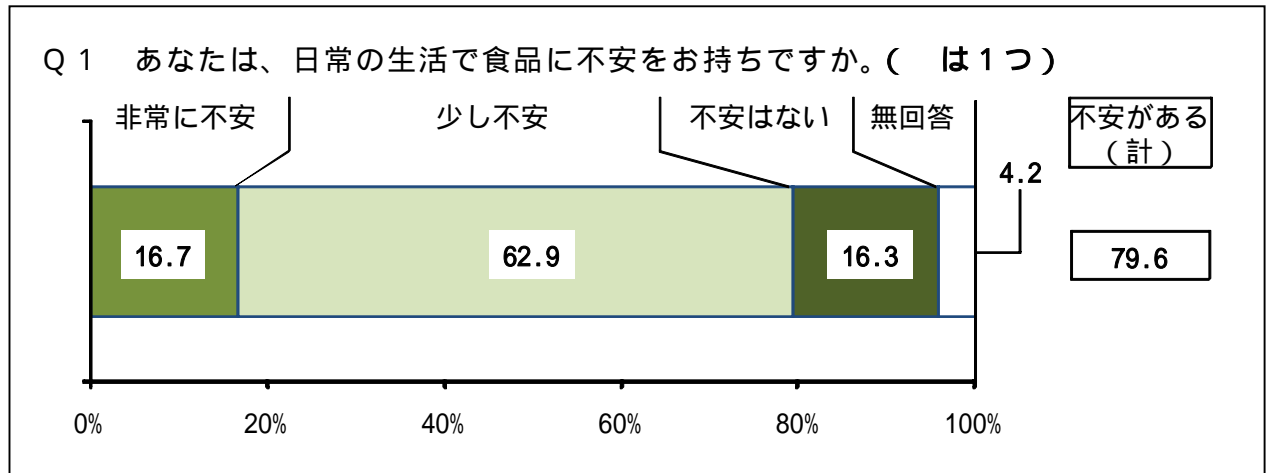
#### （ ）規正標本数

本調査では、地域別に十分な集計・分析が可能な回収数を確保するため、あらかじめ、抽出時に人口比の低い内陸山間地域及び日本海沿岸地域の抽出率を3倍に設定した。そのため、回収結果全体では両地域の結果が実際よりも大きく反映することになる。これを補正するために、瀬戸内海沿岸地域の標本に3倍の加重をし、規正標本数をもって集計、分析を行った。  
 なお、各集計項目の「N」は規正標本数を示す。

### 4 調査結果

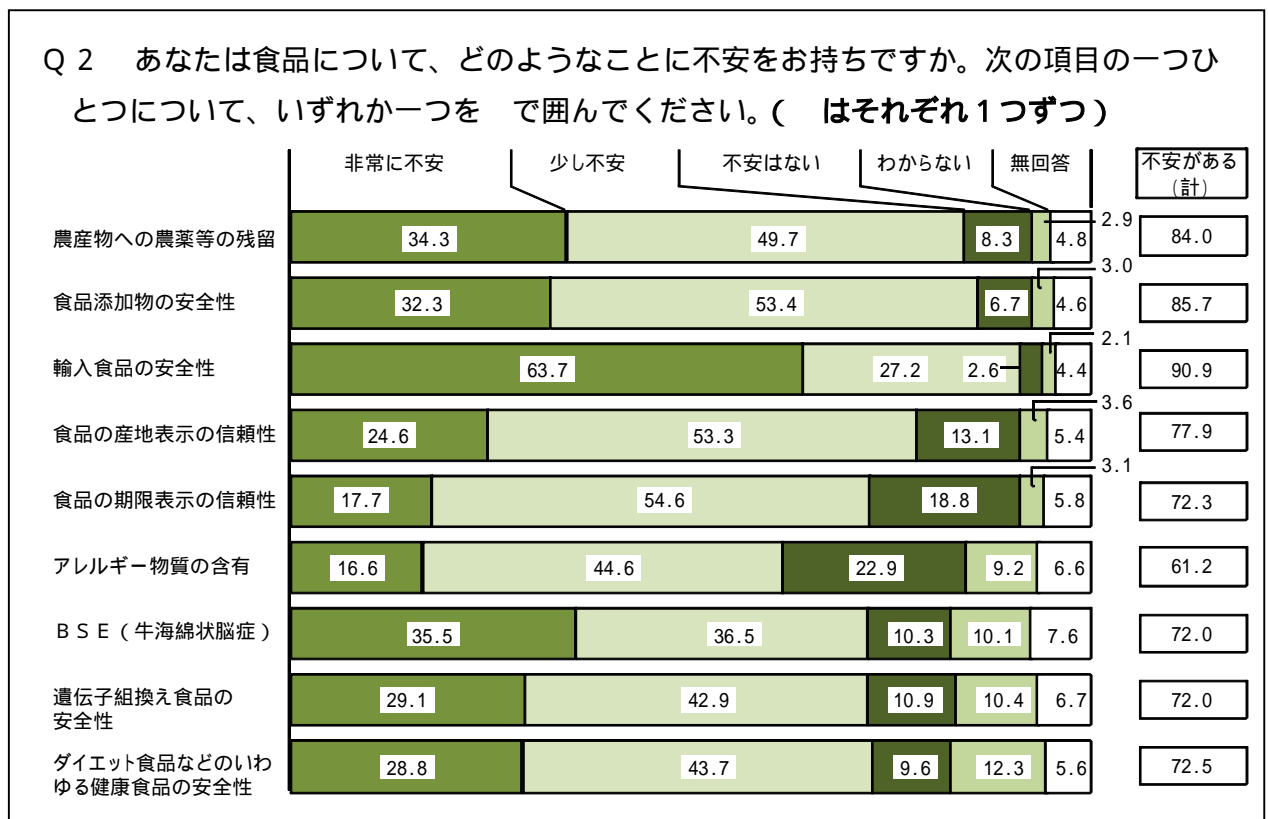
以下のとおり。

## (1) 食品に対する不安



食品に対する不安について、「少し不安」が62.9%で最も高く、「非常に不安」(16.7%)、「不安はない」(16.3%)となっており、「非常に不安」と「少し不安」を合わせた『不安がある(計)』が約8割になっている。

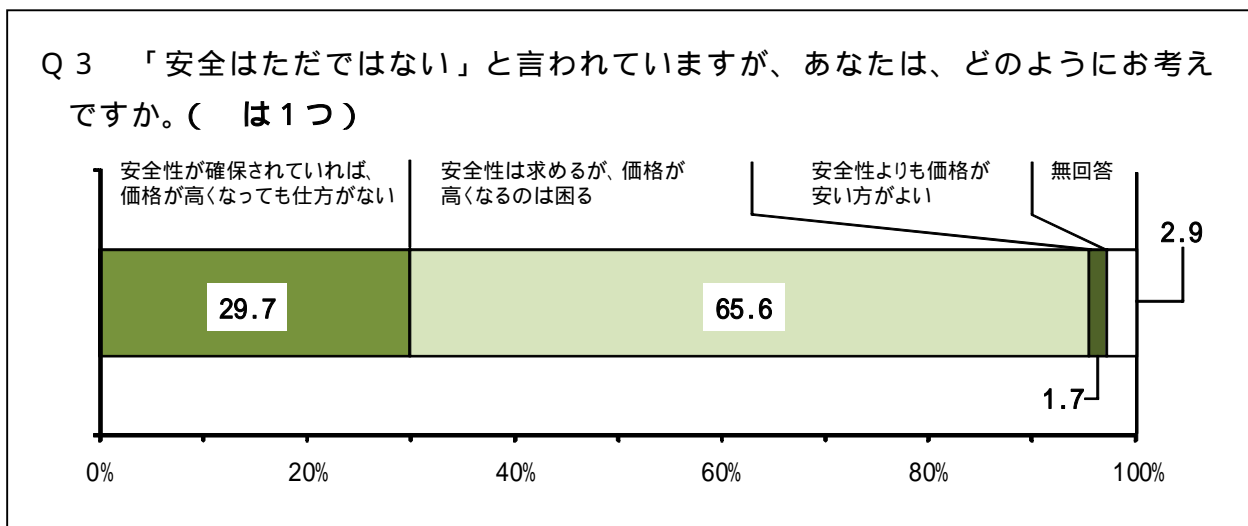
## (2) 食品に対する不安の要因



食品に対する不安について、すべての項目で「非常に不安」と「少し不安」を合わせた『不安がある(計)』が高くなっており、特に「輸入食品の安全性」では9割、「食品添加物の安全性」、「農産物への農薬等の残留」では8割を超えている。

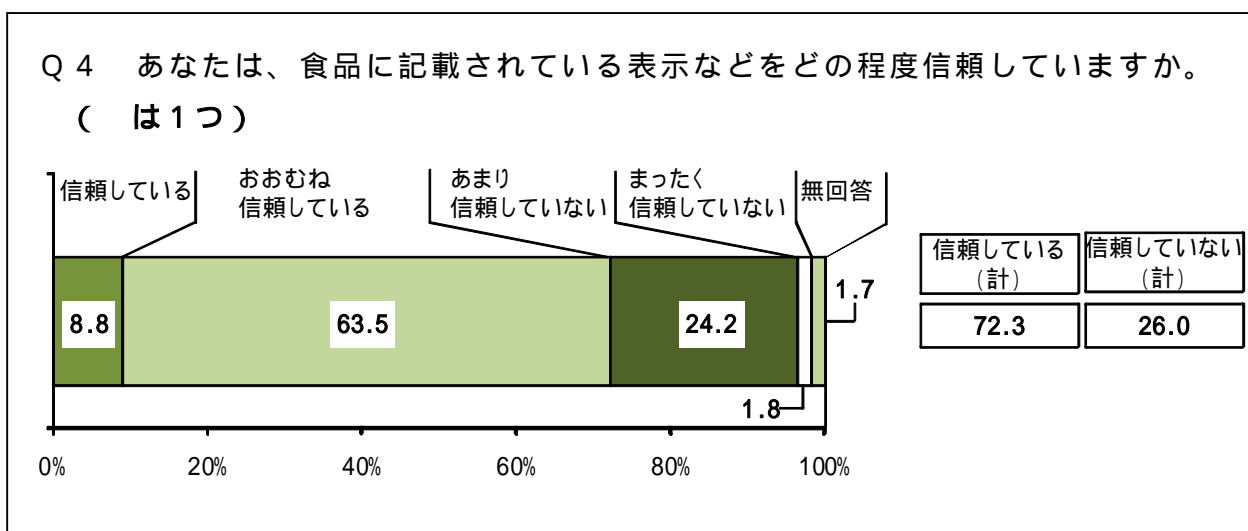


(3) 「安全はただではない」という考え方



「安全はただではない」という考え方について、「安全性は求めるが、価格が高くなるのは困る」が65.6%と高く、「安全性が確保されていれば、価格が高くなっても仕方がない」は29.7%となっている。一方、「安全性よりも価格が安い方がよい」は1.7%となっている。

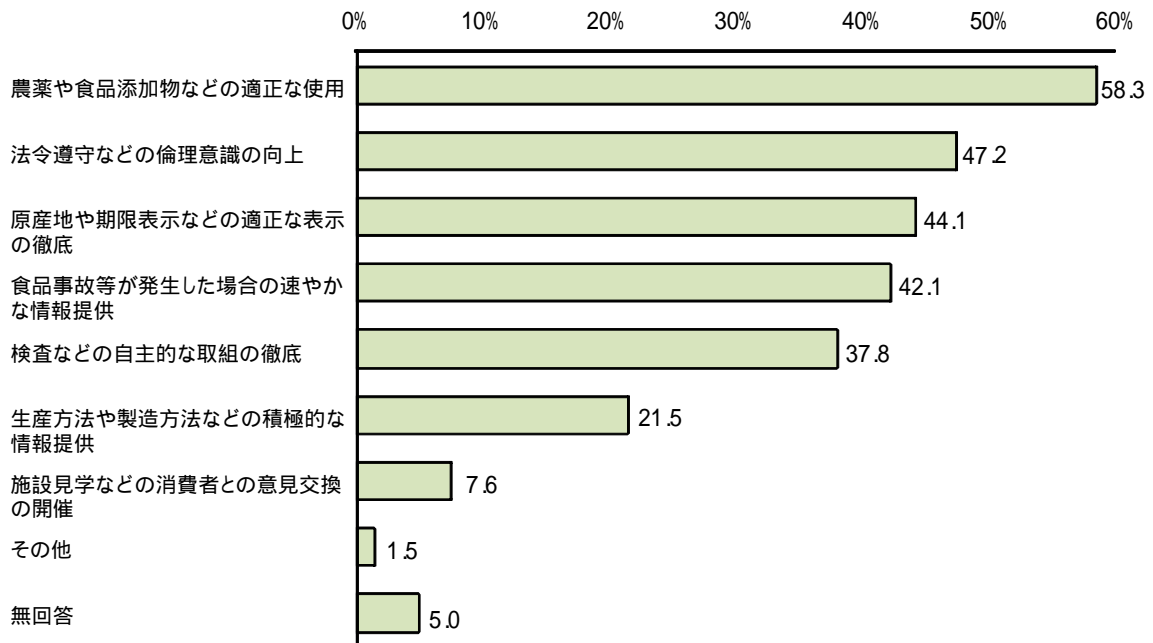
(4) 食品に記載されている表示などの信頼度



食品に記載されている表示などの信頼度について、「おおむね信頼している」が、63.5%となっており、「信頼している」と「おおむね信頼している」を合わせた『信頼している(計)』が72.3%と7割を超える。一方、「あまり信用していない」と「まったく信頼していない」を合わせた『信頼していない(計)』が26.0%になっている。

(5) 県民が安全・安心な食生活を送るために必要な食品関係事業者の取組

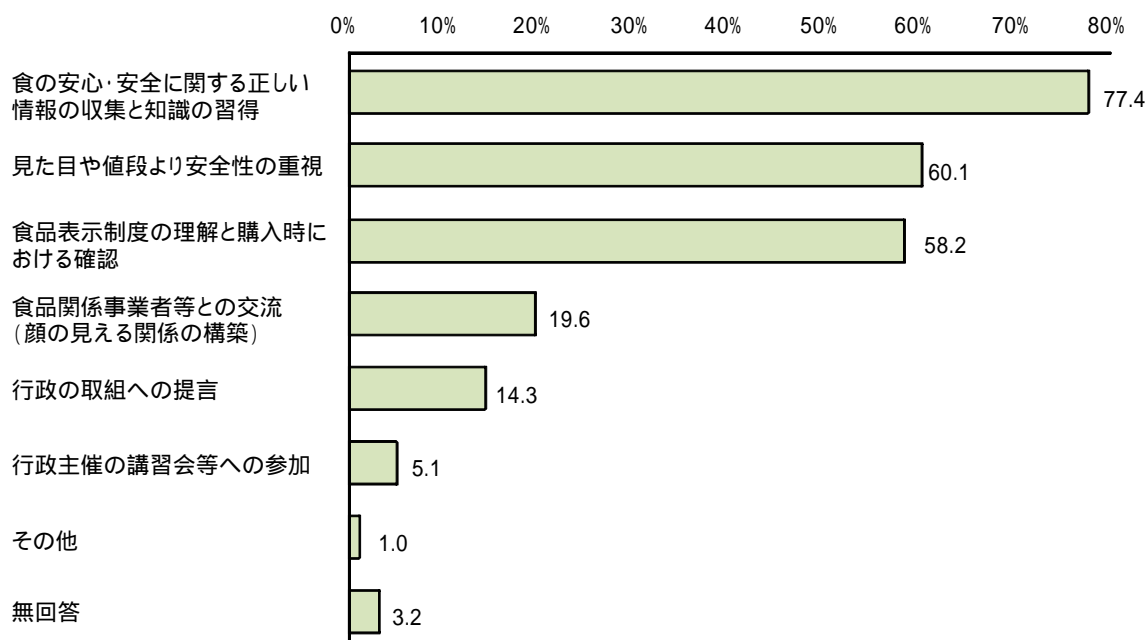
Q5 あなたは、県民が安全で安心な食生活を送るために、「食品関係事業者（生産者、製造・加工者、販売者）」は、どのような取組が必要だと思いますか。（は3つまで）



県民が安全・安心な食生活を送るために必要な食品関係事業者の取組について、「農薬や食品添加物などの適正な使用」が 58.3%で最も高く、次いで「法令遵守などの倫理意識の向上」(47.2%)、「原産地や期限表示などの適正な表示の徹底」(44.1%)、「食品事故等が発生した場合の速やかな情報提供」(42.1%)、「検査などの自主的な取組の徹底」(37.8%)などの順となっている。

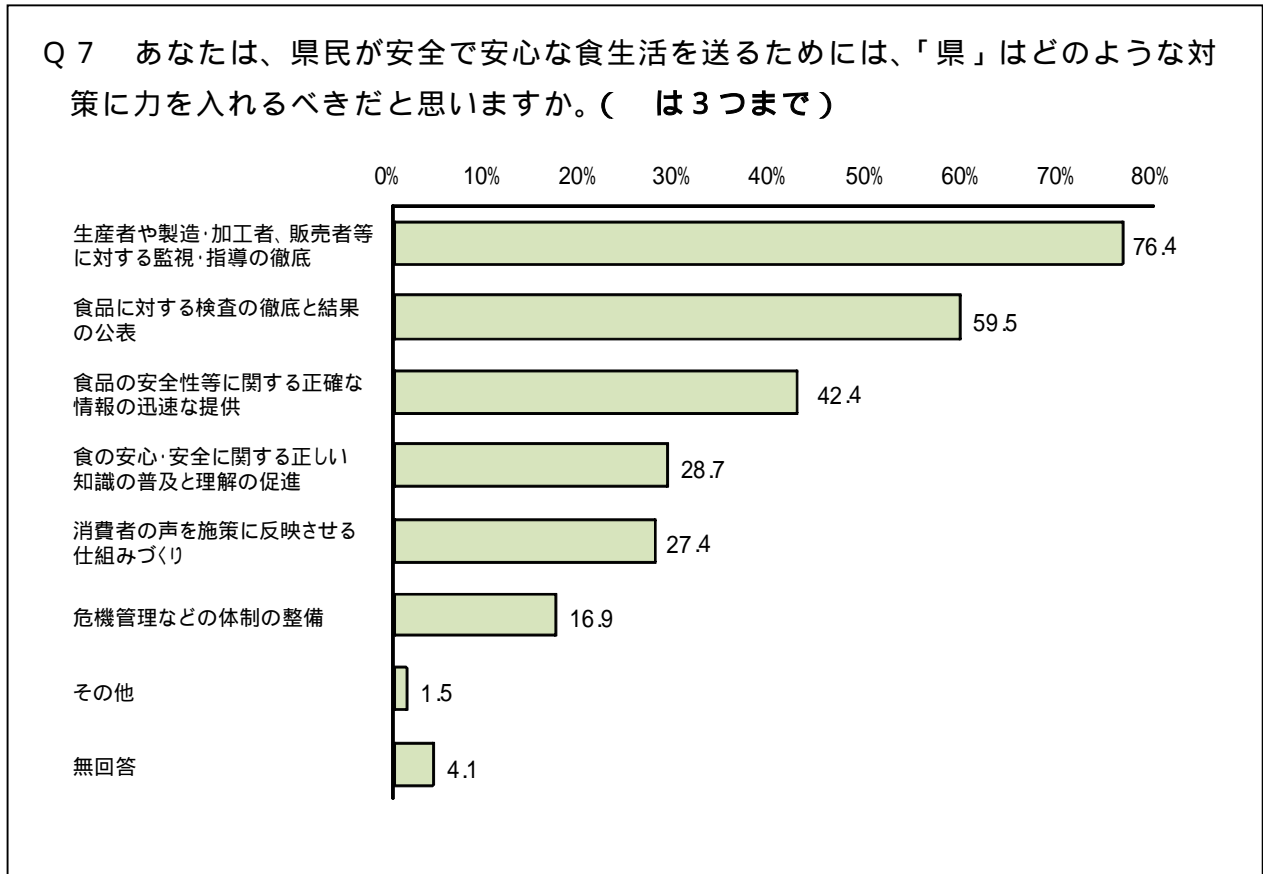
## (6) 県民が安全・安心な食生活を送るために必要な消費者の取組

Q 6 あなたは、県民が安全で安心な食生活を送るために、「消費者」は、どのような取組が必要だと思いますか。( は3つまで)



県民が安全・安心な食生活を送るために必要な消費者の取組について、「食の安心・安全に関する正しい情報の収集と知識の習得」が77.4%で最も高く、次いで「見た目や値段より安全性の重視」(60.1%)、「食品表示制度の理解と購入時における確認」(58.2%)、「食品関係事業者等との交流(顔の見える関係の構築)」(19.6%)、「行政の取組への提言」(14.3%)、「行政主催の講習会等への参加」(5.1%)の順となっている。

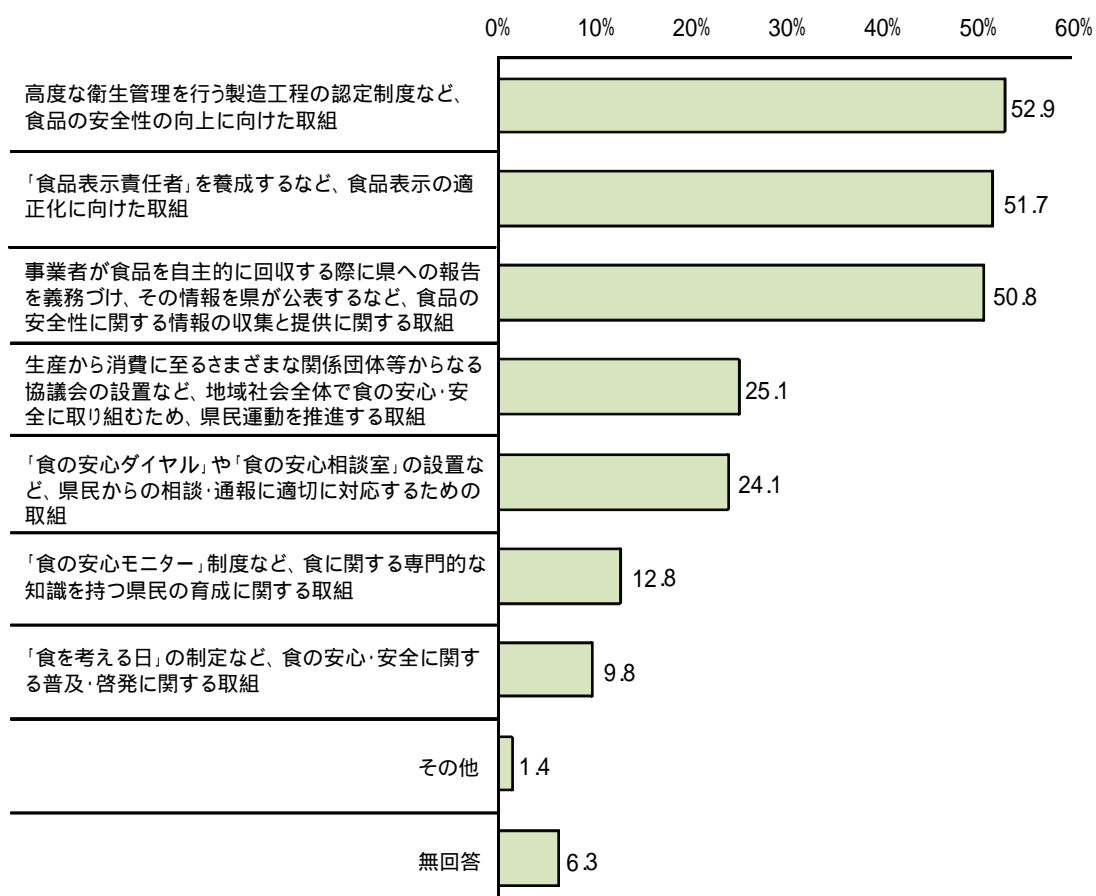
(7) 県民が安全・安心な食生活を送るために県が力を入れるべき対策



県民が安全・安心な食生活を送るために県が力を入れるべき対策について、「生産者や製造・加工者、販売者等に対する監視・指導の徹底」が76.4%で最も高く、次いで「食品に対する検査の徹底と結果の公表」(59.5%)、「食品の安全性等に関する正確な情報の迅速な提供」(42.4%)、「食の安心・安全に関する正しい知識の普及と理解の促進」(28.7%)、「消費者の声を施策に反映させる仕組みづくり」(27.4%)、「危機管理などの体制の整備」(16.9%)の順となっている。

## (8) 食の安心・安全のための取組への期待

Q 8 県では「食の安心・安全推進条例（平成21年4月1日施行）」に基づき、以下の取組を進めています。あなたが期待する取組はどれですか。（は3つまで）



県が行う食の安心・安全のための取組で期待するものについて、「高度な衛生管理を行う製造工程の認定制度など、食品の安全性の向上に向けた取組」が52.9%で最も高く、次いで「「食品表示責任者」を養成するなど、食品表示の適正化に向けた取組」（51.7%）、「事業者が食品を自主的に回収する際に県への報告を義務づけ、その情報を県が公表するなど、食品の安全性に関する情報の収集と提供に関する取組」（50.8%）、「生産から消費に至るさまざまな関係団体等からなる協議会の設置など、地域社会全体で食の安心・安全に取り組むため、県民運動を推進する取組」（25.1%）、「「食の安心ダイヤル」や「食の安心相談室」の設置など、県民からの相談・通報に適切に対応するための取組」（24.1%）などの順となっている。

## 用語解説

### 【英字】

#### BSE（牛海綿状脳症）

「Bovine Spongiform Encephalopathy」の略で、1986年に英国で初めて確認された牛の脳組織が空胞化し海綿状（スポンジ状）となる病気です。感染すると3～7年の潜伏期間の後発病し、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至ります。この病気は「異常プリオン蛋白質」が原因とされています。

#### BSE検査

食肉処理される牛について、BSE検査（スクリーニング検査）が実施され、検査に合格した牛の肉だけが流通しています。不合格の場合は食用はもちろん飼料原料としても一切流通しないシステムになっています。

なお、平成17年7月に関係省令が改正され、21ヶ月齢以上の牛が検査対象となっていますが、山口県では、県民の食の安心を確保するため、引き続き全頭を対象にスクリーニング検査を実施しています。

#### BSE特別措置法（牛海綿状脳症対策特別措置法）

BSE（牛海綿状脳症）の発生を予防し、発生時の感染拡大をおさえることを目的に定められた法律で、死亡した牛の届け出やBSE検査の実施、牛の餌に対する規制等について定めている法律です。

#### GAP（農業生産工程管理手法）

「Good Agricultural Practice」の略で、農業者自らが食品安全の確保、環境保全などさまざまな目的を達成するために、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の手法です。

#### GLP（検査実施適正基準）

「Good Laboratory Practice」の略で、食品衛生検査施設の設備、試薬等の適正保管・管理、検査項目ごとの標準作業手順、検査精度の管理、検査成績書の発行の適正管理、データ管理、検体の保管等について具体的に規定したものです。これにより食品の収去から検査成績書発行までの全行程にわたる食品衛生検査施設の業務管理を行い、検査データの信頼性を確保します。

#### HACCP（危害分析重要管理点）

「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略で「ハサップ」などと呼ばれて

います。アメリカで開発された高度な衛生管理手法で、最終製品を抜取検査する従来の方法とは違い、原料の受入れから製造・出荷までの全工程において危害防止につながるポイントをリアルタイムで監視・記録することにより、すべての製品が安全であることを確保するシステムです。

## 【五十音順】

### い

#### 遺伝子組換え食品

食品となる植物等に他の生物の遺伝子を組み込む遺伝子組換え技術により作られる食品で、食品生産の量的・質的向上や害虫や病気に強い農作物の改良、加工特性などの品質向上に資することが期待されています。遺伝子組換え食品については安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入・販売等が禁止されています。

平成21年4月現在、我が国において安全性が確認され、販売・流通が認められている遺伝子組換え食品である作物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てんさいの7種類です。

遺伝子組換え農産物やこれを原料とした加工食品については、表示制度が定められています。表示義務の対象となるのは、遺伝子組換え食品である大豆（枝豆及び大豆もやしを含む）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜の7種類の農産物とこれらを原材料とした加工食品32品目群（豆腐、納豆など）です。また、高オレイン酸遺伝子組換え大豆やこれを使用した加工食品については、「大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）」等の表示が義務付けられています。

### え

#### 栄養教諭

学校における食育を効果的に進めていくため、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ持ち、学校における食育に関する連携調整を担う教育職員です。

栄養教諭は、子どもたちに対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行います。

「栄養教諭」制度は、平成17年から施行され、栄養教諭は、栄養教諭普通免許状を有しています。

#### エコファーマー

持続農業法に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入することで現行より30%の化学農薬や化学肥料を削減する「導入計画」を作り、県知事の認定を受けて循環型栽培技

術に取り組む農業者のことです。

### エコやまぐち農産物

県内で生産される農産物のうち、化学農薬や化学肥料を使用しないで栽培された農産物、通常の栽培方法に比べて化学農薬と化学肥料の使用量を50%以上減らした農産物で、山口県知事の認定を受けた認証機関によって認証された農産物のことです。認証を受けた農産物には認証票を貼り付け、「エコやまぐち農産物」であることを表示して出荷・販売することができます。

## か

### 貝毒プランクトン

貝毒の原因となる、有毒物質を持つプランクトンのことです。貝毒プランクトンが大量発生すると、それを摂食する二枚貝の体内に毒素が蓄積されて二枚貝が食用できなくなります。貝毒プランクトンの発生が無くなると二枚貝の体内から毒素が排出され、再び食用可能になります。

### 家畜衛生検査

安全な畜産物を供給するため、法に基づき、県内4カ所にある県の家畜保健衛生所の獣医師が、畜産農家で飼養されている家畜伝染病の検査を定期的に行っています。

### 家畜伝染病

家畜に伝染する病気のうち、高病原性鳥インフルエンザやBSEなど、社会的に影響の大きい病気を家畜伝染病予防法（以下、法といいます）に基づく「家畜伝染病」として定めています。

なお、家畜伝染病が発生した場合は、法に基づき、感染した動物の殺処分や消毒、動物や汚染された物品の移動制限などの対策を行うことになります。

### 家畜伝染病予防法

畜産の振興を図るため、家畜伝染病の発生の予防や、発生時の感染拡大を防ぐことを目的に、病気の検査や予防注射、消毒の方法などについて具体的に定めている法律です。

### 学校栄養職員

学校栄養職員は、「学校給食の管理」を本務として、学校給食における栄養管理、衛生管理、物資管理、給食指導等の業務に従事します。

学校栄養職員は、栄養士または管理栄養士の免許を有しています。



## 家庭の日

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家庭のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日です。事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるよう求めています。

## 監視チーム

食品表示について、JAS法、食品衛生法及び景品表示法等の一体的かつ適正な運用を図るため、国（山口農政事務所）、県及び下関保健所による横断的な監視体制として平成20年4月に設置しました。

「監視チーム」は、食品表示合同パトロールによる食品の適正表示の徹底と県民からの通報等への迅速な対応を図っています。

## 管理運営基準

食品衛生法に基づき、営業施設の衛生管理等を定める基準です。山口県では、「食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例」において、「施設の管理」、「食品等の取扱い」、「衛生管理」等の基準が規定されています。

# き

## 九州・山口地域食の安全安心連携会議

食に関する危機発生時に、九州・山口各県間で情報の共有化を図り、広域的に連携し、迅速かつ的確に対応するため、平成17年8月に設置されました。

食の安心・安全に関する情報交換を行うとともに、危機発生時の情報伝達訓練を実施しています。

## 九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク

平成17年8月に、食に関する危機発生時の九州・山口各県間の情報共有を迅速かつ的確に行うための24時間体制の連絡網として全国で初めて整備されました。

# く

## 薬の相談室

医薬品等の適正使用に関する普及啓発の一環として、山口県薬剤師会に、「薬の相談室」を設け、医薬品等に関する電話相談を行っています。

電話番号：083-923-1193

受付時間：月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

（祝日・年末年始を除く）

## こ

### 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）

鳥に感染するA型インフルエンザのうち、特に感染率、死亡率の高いものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

国内では、平成16年に79年ぶりの発生となるHPAIが本県で確認され、その後、国内では大分県、宮崎県、岡山県、北海道等で発生が認められています。

本県では、本病の発生を防ぐため、定期的な検査や農家に対する衛生管理指導の徹底等の対策を行うとともに、異常鶏等の早期発見・早期通報のための体制を整えています。

## さ

### 産地交流会

生産者と消費者等が、産地において直接ふれあい、生産現場での収穫体験や収穫した農水産物を利用した料理の試食等を通じて、産地や県産農水産物に対する理解促進を深める取組を進めています。

### 散発的集団発生（diffuse outbreak）

食中毒や感染症が、広域的、散発的に集団発生することです。

平成21年8月から9月にかけて腸管出血性大腸菌O157に汚染された牛肉のステーキによる食中毒が発生しました。これは岐阜県内の食肉加工施設において結着加工された牛肉が全国チェーン店において提供されたことを原因とするもので、本県での発覚を契機に、全国16自治体で患者が認められる事件となりました。

広域に流通する食品が増加する中、国や他の自治体との連携が求められる食中毒の形態です。

## し

### 自主回収報告制度

食の安心・安全推進条例に基づき、県内に事務所または事業者がある食品関連事業者等が生産、製造、輸入、加工または販売した食品について、自ら食品衛生法違反またはその疑いがあることに気づき、自らの判断で回収を決定、実施する場合に、県への報告を義務づけている制度です。

この制度により、自主回収情報の迅速な収集と適切な公表ができるようになり、早期回収の促進と健康被害の未然防止を図ることができます。

## 死亡牛 B S E サーベイランス

B S E 特別措置法に基づき、24ヶ月齢以上の死亡牛を対象とした B S E 検査を中部家畜保健衛生所で実施しています。

これまで、本県での発生は確認されていませんが、国内では36頭の B S E 感染牛が確認されており、そのうち14頭がこのサーベイランスで確認されています。

## 収去

飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止することを目的に、健康福祉センター（保健所）の食品衛生監視員は、食品衛生法に基づき試験検査に必要な最小限量の食品等を無償で提供を受け、検査を行っています。

## 消費者庁

消費者行政の一元化を図るため、平成21年9月に「消費者行政の司令塔」として設置されました。

消費者庁では、情報を一元的に集約し、調査・分析、消費者への情報提供を行うほか、事業者に対する支援・指導、立入検査や勧告、命令を行います。また、関係省庁に対して措置の改善を勧告する権限もあります。

## 食育

「食育」は、消費者一人ひとりが食品や食料生産、食文化等についての情報を基に、食品の選び方や組合せ方等を主体的かつ適切に選択し、健全な食生活を行っていくために必要なことをきちんと理解することを推進するものです。「食育」の対象は子どもに限られたものではなく、すべての消費者が各々の状況に応じ様々な情報提供を受けることが重要です。

## 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、「食育推進基本計画」により毎月19日が「食育の日」として定められています。「食育の日」にあわせて食育の普及啓発活動が実施されています。

## 食材提案会

県内の食品加工メーカーや総菜製造業者等を対象に、加工仕向けの県産農水産物や1次加工品を一堂に集めて食材の提案や P R を行い、県産農水産物の利用拡大を図る取組を進めています。

## 食事バランスガイド

「食事バランスガイド」とは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか分かる食事の目安をコマの形で示したものです。主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物をバランス良くとることにより、コマが倒れないように適量の食事をとることができます。

## 食鳥検査

鶏、あひる、七面鳥などの食鳥は食鳥検査を受け、検査に合格したものだけが食肉として流通します。検査は、健康福祉センター（保健所）の食鳥検査員（獣医師）により、「生体検査」、「脱羽後検査」、「内臓摘出後検査」の3段階に分けて1羽ごとに行われています。

## 食の安心・安全

消費者の食に対する不信や不安を解消するためには、まず食品の安全性を確保することが前提となります。「安全」があって初めて「安心」があることから言えば、本来は「食の安全・安心」とすべきかもしれませんが、山口県では、「食の安全」はもちろんですが、消費者の視点に立って、「食の安心」を県民に提供することに力を入れていることを端的に表現するため、あえて「食の安心・安全」としています。

## 食の安心・安全お届け講座

食の安心・安全について、県民の皆様には正しい知識と理解を深めていただけるよう、御要望に応じて、専門の職員（食品衛生監視員）がお伺いして説明させていただく出前講座です。

## 食の安心・安全緊急情報ネットワーク

食に関する緊急情報等を迅速かつ的確に情報発信し、関係者が適切に対応できるようにするため、生産から消費に至るまでの関係団体等で構成する「やまぐち食の安心・安全推進協議会」において情報ネットワークを構築しました。

## 食の安心・安全推進条例

科学技術の進歩や国際化の進展に伴い食生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、食品の安全性や信頼性が脅かされる事件が相次いで発生しました。こうした事態に対処し、食の安心・安全に向けた取組の一層の推進を図るため、その基本となる条例を平成20年12月に制定しました。（平成21年4月1日施行）

## 食の安心コミュニティ活動リーダー

食に関する専門的な知識を有し、事業者と県民とのリスクコミュニケーションを仲介する県民として平成19年度から登録しています。食の安心コミュニティ活動リーダーは、リスクコミュニケーターとして養成研修会を受講し、自主的に事業者との意見交換会の企画・開催に取り組んでいます。

## 食の安心相談員

「食の安心・安全」に関する相談・通報に適切に対応するための専門の職員として、県下3地域に平成21年4月から配置しています。「食の安心相談員」（3名）は、県内の保健所（下関市を除く）を巡回し、消費者や事業者からの相談・通報に対応しています。

## 食の安心相談室・食の安心ダイヤル

「食の安心・安全」に関する相談・通報に、専門の職員がお答えする「食の安心相談室」と「食の安心ダイヤル」を平成21年4月から設置しています。

食の安心相談室 場 所：県庁2階 生活衛生課横

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始は除く）

### 食の安心ダイヤル

設置場所	電話番号
食の安心相談室（県庁）	083 - 933 - 3000
岩国健康福祉センター	0827 - 29 - 1529
柳井健康福祉センター	0820 - 22 - 3890
周南健康福祉センター	0834 - 33 - 6432
山口健康福祉センター防府支所	0835 - 22 - 3742
山口健康福祉センター	083 - 932 - 2269
宇部健康福祉センター	0836 - 33 - 3001
長門健康福祉センター	0837 - 22 - 2832
萩健康福祉センター	0838 - 25 - 2671
下関市立下関保健所	083 - 231 - 1936

## 食の安心モニター

県民と協働して食品表示の適正化や食品の安全性の確保を図るため、食品のモニタリングや、県の施策に対して積極的に協力する県民を「食の安心モニター」として平成21年度から委嘱しています。

## 食品安全委員会

国は、BSEの発生、食品の不正表示、無登録農薬問題等の反省を踏まえ、食品安全行政にリスク分析手法を導入することとし、食品安全基本法を制定して、食品安全委員会の設置等の体制の整備を行いました。平成15年7月1日に内閣府に設置された食品安全委員会は、食品の安全に関するリスク評価を行う組織で、リスク評価の結果に基づいて農林水産省などに対し健康への悪影響を低減するための措置（リスク管理）をとるよう勧告したり、勧告に沿った措置がとられたかをチェックしたり、さらには、食品の安全性について、消費者を含む幅広い関係者の間で情報や意見を交換するリスクコミュニケーションの総合的な管理を行います。

## 食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国や都道府県などの職員のうち一定の資格を有する者が任命されるもので、飲食に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する監視指導等を行います。県の健康福祉センター（保健所）及び下関市立下関保健所の職員が、食品衛生監視員として監視指導計画に基づいて業務を行っています。

### 食品衛生月間

食中毒発生の未然防止と食品衛生管理の向上を図るとともに、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及び関係者によるリスクコミュニケーション等を推進するため、食品関係営業者及び消費者を対象とした食中毒発生予防街頭キャンペーンや消費者を対象とした講習会、「食の安心・安全一日監視員」の実施などを行っています。

### 食品衛生指導員

県内の食品関係営業者で組織する（社）山口県食品衛生協会が委嘱をするもので、営業施設の巡回指導、食中毒予防の広報活動、営業許可事務についての相談、商品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発等を行っています。

### 食品衛生責任者

食品の製造・加工、調理及び販売や飲食店など、食品を扱う営業所での自主的な衛生管理のために施設ごとに設置することが県条例で義務付けられているもので、その施設、設備の衛生管理、従業員の衛生教育などを行うこととされています。

乳製品、食肉製品、放射線照射食品、食用油脂などを製造・加工する施設においては、食品衛生法上、「食品衛生管理者」の設置が義務付けられています。

### 食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査などについて規定しています。

### 食品関連事業者

食の安心・安全推進条例で定義する生産者・事業者を示します。具体的には、農林水産業の生産資材、食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入または販売、その他事業活動を行う事業者となります。

### 食品表示合同パトロール

健康福祉センター（保健所）と農林事務所及び水産事務所（振興局）が合同で量販店等をパトロールし、効率的に食品表示の監視を行い、事業者への普及・啓発や指導を通して適正な食品表示の徹底を図るもので、平成15年度から実施しています。

### 食品表示制度

食品表示については複数の法律に規定があり、主なものとして「食品衛生法」、「JAS法」があります。

法律等の名称	表示等の主旨	表示すべき事項
食品衛生法	飲食による衛生上の危害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、食品添加物、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者氏名、製造所所在地 等</li> <li>・ 遺伝子組換え食品、アレルギー食品、保健機能食品に関する事項</li> </ul>
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	<p>品質に関する適正な表示</p> <p>消費者の商品選択に資するための情報表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、原材料名、食品添加物、原料原産地名、内容量、消費期限または賞味期限、保存方法、原産地（輸入品の場合は原産国）名、製造者または販売者（輸入品にあっては輸入者）の氏名または名称及び住所</li> <li>・ 遺伝子組換え食品、有機食品に関する事項</li> </ul> <p>その他食品分類ごとに品質表示基準が定められている場合は、その項目</p>

### 食品表示責任者

食の安心・安全推進条例では、県内に事務所または事業所を持つ食品関連事業者は、食品表示に関する責任者「食品表示責任者」を設置するよう努めることとしています。山口県では、専門的な講習会を開催し、食品表示責任者の養成に取り組んでいます。

### 食料自給率

消費されている食料が、その地域でどの程度まかなえているかを示す指標で、重量を用いて計算する「重量ベース」、含まれるカロリーを用いて計算する「カロリーベース」、価格を用いて計算する「生産額ベース」の3種類の表し方があります。山口県では、「生産額ベース」で食料自給率の目標を設定しています。

### 食を考える日

食の安心・安全推進条例において、毎月第3日曜日を標準として毎月1回以上「食を考える日」を定め、食の安心・安全の重要性を認識し、知識と理解を深める取組をするよう努めることとしています。

### 飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

飼料の安全性や品質を確保するため、飼料等の製造や保存方法、使用、表示等の基準・規格について定めている法律です。

## せ

### 全国食品安全自治ネットワーク

全国の自治体が連携することにより、食品流通の広域化や食品の多様化に対応し、食の安全性と信頼性を確保することを目的に平成14年度に設置されました。

共通の課題の解決や連携した取組を進めるため、自治体間での情報共有や意見交換を行うとともに、共同施策として「食品表示ハンドブック」の作成等を行っています。

### 船舶バラスト水

タンカー等の船舶が空荷の時に、安全確保のため”おもし”として積載する海水のことです。この海水は到着した港で排水されますが、バラスト水に混入した生物が拡散し、本来の生息地でない場所で増殖することにより世界規模で生態系がかく乱される等の問題が生じています。

## そ

### 総合衛生管理製造過程承認施設（HACCP承認施設）

総合衛生管理製造過程は、このHACCP手法の概念を取り入れた食品の製造過程であり、平成7年の食品衛生法の改正により営業者の任意の申請による厚生労働大臣の承認制度として創設されました。平成22年3月末現在、山口県では、6施設（10工程）で承認を取得しています。

## た

### 大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するため、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

## ち

### 地産・地消

「地元で生産された農水産物を地元で消費する」という意味で、消費者の食に対する安心・安全志向に応えるため、生産から消費に至るまでの各段階の協働により様々な取組が行われています。

### 腸管出血性大腸菌

大腸菌は、家畜や人の腸管内にも存在し、ほとんどのものは無害ですが、急性の下痢や胃



腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすものは病原大腸菌あるいは下痢原性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素（ベロ毒素）を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎であり、血清型O157：H7菌を特に腸管出血性大腸菌O157と呼びます。このほかにも同様の症状を現すものとしてO26、O111などがあります。

## と

### 動物用医薬品

牛、豚、鶏などの家畜や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用される抗生物質等の医薬品のことを言います。

なお、動物用医薬品については、畜産物へ残留が起こらないよう、薬事法に基づき、製造や販売、使用方法について厳格な規制が行われています。

### 特殊肥料

肥料取締法に基づき農林水産大臣が指定する肥料のことで、「魚かす」「米ぬか」「たい肥」などがあります。

### 土壌改良材

農地が有する生産力を増進するために用いる資材のことで、「泥炭」「バークたい肥」「ゼオライト」「バーミキュライト」などがあります。これら資材の投入で農地の排水性や保水性などの物理性が改良されることから「土壌改良材（資材）」と呼ばれています。

### と畜検査

と畜場に搬入された牛、馬、豚、めん羊（ひつじ）、山羊（やぎ）は、1頭ごとに検査が行われ、全ての検査に合格したものだけが食肉として流通します。検査は健康福祉センター（保健所）のと畜検査員（獣医師）により、「生体検査」「解体前検査」「解体後検査」の3段階に分けて行われています。

## の

### 農薬適正使用推進員

自らが農薬の適正使用を実践し、他の農業者に農薬に係る知識やその取組を広めるリーダーとして活動する意欲のある者や農産物直売施設等の責任者又は当該施設で農作物を出荷する農業者を指導する者で、県が実施する「山口県農薬適正使用推進員養成研修」を受講した者を「農薬適正使用推進員」としています。

### 農薬取締法

農薬を登録する制度を設け、販売や使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的としています。  
農薬の登録、製造・輸入・販売・使用の規制、立入検査、回収命令及び罰則等について規定しています。

### ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで、他の食中毒菌と異なり、食品中では増殖しません。このため、ヒトから排出されたウイルスが、河川を経て海にたどり着き、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されるものと考えられています。

潜伏期間は24～48時間で、少量のウイルスでも発症します。主症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱（38℃以下）等で、冬場に多く発生する傾向があります。

ウイルスを取り込んだ二枚貝を不十分な加熱で食べた場合やウイルスに感染した調理従事者からの二次汚染による食品を食べた場合などに感染するおそれがあります。

予防策としては、二枚貝は中心まで十分に加熱することや手洗いの徹底等があります。

## は

### 販売協力店

県産農水産物を年間を通じて販売する「やまぐちコーナー」を設置した量販店等です。旬の農水産物、地元産の農水産物、話題の商品等を一カ所に集めた「やまぐちコーナー」を中心に、やまぐちの農水産物等（青果物、米、畜産物、水産物等）の販売に積極的に取り組んでいます。

## ひ

### 表示適正事業所

食の安心・安全推進条例に基づき、食品表示の適正化を推進するため、適正表示に関する管理体制基準を満たしている食品取扱事業所（製造業、販売業等）を知事が認定する制度です。（有効期間は3年間で更新制となります。）

### 品目別統一キャンペーン

県民の県産農水産物への理解促進や購買意欲の向上を図るため、「山口県販売協力店連携協議会」等と協働し、本県の特徴的な農水産物を旬の時期に県内一斉にPRし販売するキャンペーンを実施しています。

## ふ

### ポジティブリスト制度

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品で残留基準が定められていないものについて一律基準(0.01ppm)で規制し、残留等を認めるものについてリスト化することです。これにより、農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則として禁止されます。

## ま

### マウス試験

生きたマウスの腹腔内に二枚貝の抽出液を投与し、マウスの生死や死亡時間で毒量を判定する試験。毒量の単位はマウスユニットで表記されます。可食部1グラム当たりの毒量が、麻痺性貝毒は4マウスユニット、下痢性貝毒は0.05マウスユニットが規制値として定められています。

## む

### 無承認無許可医薬品

医薬品は、そのものの品質、有効性及び安全性について国や県の審査を受け、承認及び許可を取得しなければ市場に流通させることはできません。これらの承認と許可を取得せずに医薬品成分を含有する物、医薬品的な効果効果等を標ぼうして流通している物を無承認無許可医薬品といいます。

### 無登録農薬

農薬取締法に基づく農林水産大臣の登録を受けていない農薬。例外として、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(特定農薬)は登録の必要がないとされており、現在、「食酢」「重曹」「天敵」が指定されています。

## や

### 山口県学校給食県産食材利用拡大協議会

学校給食における地場農畜産物の利用拡大及び児童・生徒等の農林水産業に関する理解促進を図るため、生産関係者、給食関係者、県の11団体で構成する組織で、平成21年7月に設立しています。

### 山口県高度衛生管理工程

食の安心・安全推進条例に基づき、事業者による衛生管理を徹底させる取組を一層促進するため、衛生管理の高度化の推進を規定し、「衛生管理の基準」を満たしている製造工程を知事が認定する制度です。(有効期間は3年間で更新制となります。)

### 山口県食育推進会議

「山口県食育推進会議」は、県内でそれぞれの立場から食育に関する取組を行っている各種団体等や有識者で構成され、食育に関する実践活動の情報交換・意見交換や各種団体等との協力体制づくりの中心的な組織として位置付けられています。

### 山口県食の安心・安全審議会

食の安心・安全推進条例に基づき平成21年7月に設置された県の附属機関です。食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議、食の安心・安全に関する施策についての建議などを行います。

### 山口県食の安心・安全推進会議

食の安心・安全確保対策を総合的に推進するため、関係部局による横断的な組織で平成15年1月に設置しています。条例や基本計画、その他食の安心・安全に関する施策の実施について協議などを行います。

### 山口県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、食品の安全性を確保することを目的に、各都道府県等が監視指導の実施に関する計画を定めることとされています。山口県では、食を巡る事案等を踏まえ、計画に重点監視項目を設定するなど、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施しています。

### 山口県食品表示監視協議会

食品表示に関する事案について、国、県、県警及び下関市等の関係機関が情報を共有し、迅速かつ連携した対応を図るために設置しています。(平成19年12月設置)

### 山口県販売協力店連携協議会

消費者が望む県産農水産物の品揃えの充実等を図り、県全域で一体的な地産・地消の取組を推進するとともに、県産農水産物の更なる需要拡大を目指すため、県内の全ての販売協力店で構成する組織で、平成21年5月に設立されています。

### やまぐち食育推進計画

「食育基本法」に定める基本理念にのっとり、山口県の特性を活かした「食育」を推進していくための基本的な方針や施策の方向を示したもので、平成19年3月に制定しています。

### やまぐち食彩店

県産農水産物等を食材として、積極的に利用する飲食店、ホテル、旅館等です。年間を通じて、県産米を100%使用し、県産農水産物を使用した店舗独自の「地産・地消料理」を一品以上提供しています。

### やまぐち食の安心・安全推進協議会

「山口県食の安心・安全推進条例」に基づき、県、市町、食品関連事業者及び県民が連携して、「食の安心・安全県民運動」を展開していくことを目的に設置しました。（平成21年9月設置）食の安心・安全に関する意見交換や実践活動及び施策等の普及啓発などに取り組みます。

### やまぐち食料自給率向上県民運動

県民の方々に、食のあり方や地産・地消、さらには農林水産業が果たす多面的機能への理解を深めてもらい、食料自給率の向上に向けて自主的に行動していただくための運動です。「おいしいもんが、よ～けある！！山口産まれの農水産物」をスローガンに、普及・啓発活動や農林水産業・農山漁村を守り育む協働活動を幅広く展開しています。

## ゆ

### 輸入食品の検査

輸入食品の安全確保のため、全国31か所の検疫所において国の食品衛生監視員が審査や検査を行っています。審査によって確認の必要があると判断されたものは「命令検査（全量留め置き検査）」又は「行政検査（モニタリング検査）」などの検査を行い、食品衛生法の規格基準に適合していることを確認しています。不合格品については船への積み戻し等の措置を講じ、不良輸入食品の国内流通を水際で防いでいます。

また、県内で流通・販売される輸入食品についても、健康福祉センター（保健所）の食品衛生監視員が店頭から収去した上で、残留農薬や添加物の検査を行っています。

## り

### リスク

食品中にハザード（危害要因）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）をいいます。

### リスクコミュニケーション

食品のリスク要因やそのリスクを低減するための取組について、消費者、生産者・事業者、行政、専門家などが情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換することをいいます。

リスクコミュニケーションを行うことにより、リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスクの低減に向けた取組を有効に機能させることができます。